

広島県高等学校 P T A 連合会 表彰内規

- 1 本会は各高校 P T A 会員として、とくに功績顕著な者に対して表彰委員会（会長・副会長会議）でつぎに該当する者を審議し、被表彰者を決定する。
 - ア 各校会長・校長退任のとき。
 - イ 各校副会長、監査を 3 年以上務め退任するとき。
 - ウ 各校の役職員を 5 年以上務め退任するとき。
 - エ その他表彰委員会が特に必要と認める者。
- 2 表彰は、県教育長及び県連会長表彰とし、それぞれ感謝状ならびに記念品を贈る。
- 3 表彰候補者を推薦するときは、その氏名、役職名、P T A の経歴等のほか表彰事由を記し具申するものとする。候補者 2 名以上の場合は順位をつける。
- 4 全国高 P 連表彰は本県高 P 連表彰者または、特に功績顕著な者のうちより推薦する。
- 5 この表彰内規は表彰の基準を示すもので、常任委員会にはかつて改正することができる。
- 6 （生徒表彰） 3 月卒業見込の生徒で、表彰に値する者に、表彰状ならびに記念品を贈る。被表彰者は、1 校 1 名（分校、課程、専攻科別）とする。